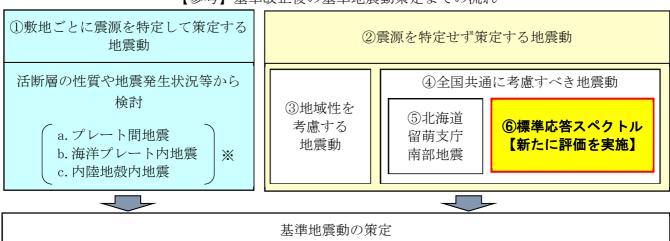
東通原子力発電所1号機における基準地震動評価の概要

東通原子力発電所の耐震評価に用いる基準地震動は以下により策定している。

- ・発電所周辺の地質の調査結果等に基づく「①敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」 (a. プレート間地震、b. 海洋プレート内地震、c. 内陸地殻内地震)
- ・震源となる活断層との関連付けが困難な過去の内陸地殻内地震の震源近傍における観測 記録に基づく「②震源を特定せず策定する地震動」

今回、原子力規制委員会において、震源を特定せず策定する地震動のうち、「④全国共通に考慮すべき地震動」について、震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定された「⑥標準応答スペクトル」に基づく評価が新たに求められたことを踏まえ、東通原子力発電所での評価を行ったもの。



【参考】基準改正後の基準地震動策定までの流れ

※プレート間地震については、2021年4月23日の審査会合で、海洋プレート内地震については、2021年5月14日の審査会合で「概ね妥当な検討がなされている」と評価された。内陸地設内地震については、現在審査中。

